

會社の目的の範圍・會社の目的遂行に

必要な行爲を定める基準・會社の目的

遂行に必要であり得る行爲の一事例

岡 本 善 八

昭和二十七年二月一五日第二小法廷判決(昭和二十四年(オ)第六四號) 最高裁判集第六卷第二號一五頁——破棄差戻

【判決要旨】 一、會社の目的自體に包含されない行爲であつても、目的遂行に必要な行爲は、目的の範圍内に屬する。二、會社の行爲がその目的遂行に必要であるかどうかは、定款記載の目的自體から觀察して、客觀的に抽象的に必要であり得るかどうかの基準に従つて決すべきである。三、會社がその所有家屋を賣却する行爲は、「不動産の保存、その他財産を保存してこれが運用利殖を計ること」という目的遂行に必要であり得る。

【事實】 訴外塩見社團は、塩見家(當主祐)の所有財産を保全しこれが運用利殖を圖りその収益に依つて塩見家の家族並にその子孫を幸福に生活せしめる目的を以て、當時の塩見家の財産全部である岡山縣上道郡西大寺町所在の土地建物一切及び近村所在の田畑數十町歩をその財産とし同家の家族及び主なる親戚が社員となり大正八年設立せられたものであつて、爾來右社團所有の財産である不動産から生ずる収益を以て塩見家の家族は無事生活してきた。然るに昭和一七年十月二十日當時の塩見社團の代表社員たる塩見文策(被告祐の父被告躬行の夫)が死亡したため、被告祐がその相續人として入社し當時の社員は被告祐(有限責任社員)塩見恭多(文策實弟無限責任社員)片岡道正(被告躬行の實弟無限責任社員)の三名であつた。而して恭多及び道正は社團の本店(岡山市隣町百二番)並びに財産所在地から遠隔の地に居住していたので、文策死後はこの兩者の依頼により文策の妻躬行が社團財産

會社の目的の範圍・會社の目的遂行に必要な行爲を定める基準・會社の目的遂行に必要であり得る行爲の一事例

會社の目的の範圍・會社の目的遂行に必要な行爲を定める基準・會社の目的遂行に必要であり得る行爲の一事例

の管理を行つていた。

然るに昭和十九年三月に突然訴外名和剛から被告等に對し同人が社團代表者塩見恭多から社團の總代理人を委託せられ社團所有不動産一切の賣却その他社團解散による清算手續の一切を委託した旨の通知があり、同時に社團所有不動産の小作人等に對しても爾後小作料は同人に納付すべき旨通告があつたと小作人から被告人等に通知があり、更に同年五月六日附で本件原名黒住久治から現に被告等の居住し居る本件家屋を塩見社團から買受けたに依り即時明渡し立退くべしとの請求に接した。被告等は恭多を代表社員に選任した覺もなく又社團解散の相談に與つたこともなかつたので、驚いて調査したところ恭多は自ら社團の代表社員であると稱し他の社員に無斷で、昭和十九年三月末に社團本店を前記の場所から岡山市外山下五十二番地に移轉し又本件家屋の外に社團所有不動産多數を道正にも被告祐にも相談なく訴外人の手を介し賣却していることが判明した。そこで被告等及び親戚の者から恭多に對し無斷賣却の理由賣得金の始末等に付照會を發し且賣却の中止を懇請したのであるが、一言の返信もなく賣却が續けられて居り既に社團所有不動産の大半が賣却せられた様子である。被告祐、君枝、清等は年少であり、父の死後母躬行と共に社團からの収益を唯一の生活の資としているのであるが、その住家の明渡を訴求せられると共に、社團の不動産は他に賣却せられてその賣得金の分配はおるか計算關係すら報告を受得ず住むに家なく食ふに糧なき状態にある。かくて被告らは、塩見恭多是登記簿には代表社員として登記せられて居るが前代表社員であつた文策死後恭多が代表社員に選任せられた事實がなく又本件不動産はその恭多が「不動産其他の財産を保全し之が運用利殖を計ること」なる社團の目的に反して他の社員に謀らず恣に賣却したものであるからその賣却は(一)社團の目的に屬しない行爲であつて無効である。(二)代表権なき社員のした行爲であつて無効である。(三)假に恭多に社團の代表権がありとしても本件建物の如き重要な財産を他の社員に諮ることなくして賣却する権能がないのに之を他の社員の同意を得ずして賣却したものであるから權限逸脱の行爲であつて無効である。仍て原告は本件建物の所有權を取得する謂われないから本件請求は失當であると陳述した。

控訴審に於ては、控訴代理人は新たに塩見社團は昭和十七年十一月申塩見恭多、片岡道正一致の解散決議により解散しその代表社員たる塩見恭多是清算人として事實上の清算行爲として本件家屋を賣却したもので、たとえ定款上の制限あるも善意の第三者た

る控訴人に對しその制限をもつて對抗し得ないことは民法第五十四條商法第七十八條第百四十七條の規定により明白であるから控訴人は本件家屋を有効に收得したものであると主張するが、控訴審はこれを採用せず、第一審と同趣旨に基き、(一)社團財産たる建物を賣却するが如きは、「不動産その他財産を保存し、これが運用利殖を計ること」という定款記載の社團の目的の範圍内に屬する行爲でない。(二)塩見恭多が控訴人に本件建物の賣却につき片岡道正、塩見祐の同意を得なかつたのみならず、(三)その當時社團の目的たる事業を遂行するために本件建物を賣却する必要があつた事情は認められない。したがつて賣買行爲は無効であり、その有効を前提とする控訴人の本請求は失當であるとして棄却する。

【上告理由】 その第三點において、社團がその所有不動産を賣却して他に有利の不動産と買い換え又は交換するのも運用利殖の一方法であり、定款記載の目的が賣却その他の處分を禁ずる意味であるか否かを確めなければ本件建物賣買行爲が定款の目的外の行爲であるとは斷言できない、とする。

【判決理由】 財産の運用利殖を計るためには時に既有財産を賣却することがあることは、有價證券と同様不動産についても同様であるから、本件建物の賣買は、定款記載の目的自體に該當する。さらに社團の目的の範圍に屬するか否かについては、定款記載の目的自體に含まれる行爲のみならず、目的遂行に必要な行爲も又これに屬するのであり、更にその必要性の基準は取引保護の見地から、現實具體的に必要であるかどうかにかかわりなく、定款の記載自體から觀察して客觀的抽象的に必要であり得べきかにより決すべきである。しかしして本件建物の賣却もこれを抽象的客觀的に觀察するときは同社團の定款所定の目的たる財産の保存、運用利殖のために必要たり得る行爲であるから、上告の論旨は理由ありとして、破棄差戻。

【参照條文】 民法第四十三條

【研究】 判決は正當であるが、その理由に疑問がある。

一、法人が一定の固有の目的を中心として形成せられた組織體である以上、自然人と法人との權利能力享有の範圍に付いて顯著の差異を生ずるのはいうまでもない。この意味に於て、會社の一定の目的範圍内に於てのみ權利を有し義務を負ふという點については實定法上の解釋としては争ひの餘地はない。たゞその目的範圍を具體的に何を基準とし

會社の目的の範圍・會社の目的遂行に必要な行爲を定める基準・會社の目的遂行に必要であり得る行爲の一事例

會社の目的の範圍・會社の目的遂行に必要な行爲を定める基準・會社の目的遂行に必要であり得る行爲の一事例

一一〇

て決すべきかについては理論が分れることは周知の點である。その一は、「會社ハ其定款ニ定マリタル目的ノ範圍内ニ屬スル行爲ノミナラズ其ノ目的タル事業ヲ遂行スルニ必要ナル行爲ヲモ之ヲ爲ス能力ヲ有スル」(大審・大正三年六月一日・二月二五日判決・同一〇年一月二一日判決・同一〇年一月二一日判決・同一一年七月一七日)と説くものであり、下級審の判決も概ねこれにならつている(東京控大正七年四月九日判・東京控大正一四年六月二二日民一部判・長野地大正一〇年二月一〇日民一部判・熊本地大正一三年九月九日判・東京地昭和三年四月一三日民一四部判)。本件に關する判決も又これを踏襲したものであるといえる。その二は、その範圍をより廣く解し、定款記載の目的に反せざる限り、權利を有し義務を負ふと解するものである。

兩説の分れる根據は、理論的には、前者は法人格付與についての特權授與的な思想を反映しており、後者は、法人がたとひ目的を中心とする人格であるにせよ、法人に人格が與えられるのは社會の一構成分子であることが認められるからであり、従つて法人は目的活動の傍ら社會の構成分子としての活動も許さるべきであるとの見地に基くという點にあるといえるが、兩説が實際的にいかなる者の利益を保護すべきかという實際的な考慮に強く影響されていることは否定すべくもない。即ち目的による權利能力の限界について考慮すべき利益は二種あり、その目的をより狭く解せんとする説は、會社が當初設定せる目的以外のいかなる事業も營み得るとするとならば、社員は不測の經濟的損失を負担しなければならぬとして、その構成員の利益を保護するものであり、その目的を廣く解せんとする説は、たとひ會社の目的は登記により公示せられているにせよ、登記制度の利用の實況からするならば、できる丈これを廣く解し以て善意の第三者の不測の損害を避けしめんとする取引保護の見地に出づるものと考えられる。思うに現在の經濟社會の發展は強度の取引迅速化を要請するものであり、この意味に於ては、兩利益のうち、内部的利益が犠牲にせられるのは止むを得ないという意味に於て兩説中については後説が望ましいことはいらざるまでもないが、同時に判例初期の經濟社會の實況と現況とを比較する時は、會社活動は極めて多角的ならんとする傾向を示し又取引迅速の要求も一段と高度化しているという實況を考慮し、およそ營利法人については營利の目的をもつ行爲である限り、一切の權利を有

し義務を負うと解するのが妥當であり、既にかかる主張をなす有力學説も存する（田中誠・會社法提要・昭一〇・五三頁）
（大隅・會社法概説・昭二七・一〇頁）
従つて民法四三條にいわゆる「定款ニ因リテ定マリタル目的」とは、個別的なものでなく、その基本的目的をさすものと解するのが妥當である。尤も公益法人については、かくまで取引保護を要求する筋合のものでなく、その個別的な公益事業が法人付與の重大な要素となるから、その個別的な目的に反しない範圍に於て能力を有するものと解すべきであることはいふまでもない。

法人の能力の範圍を以上の如く解するならば、本件鹽見社團の如きは、營利を目的とする合資會社たる民事會社たる以上營利の目的に屬する行爲たる不動産賣却行爲も當然にその能力の範圍内の行爲であると考えられる。従つて、法人の能力の範圍は定款記載の目的自體に包含される行爲及びその目的遂行に必要な行爲に限定するということを前提とする、判決要旨の第二點は直接ここでは問題とならないが、筆者の如き見解をとる場合に於ても、何が營利行爲であるかの基準については、客觀的抽象的に決定せらるべきものと解することが取引保護の要求に合致すること意味に於ては同趣旨である。従つて又會社がその所有家屋を賣却する行爲が定款記載の營利目的内の行爲であることはいふまでもない。以上の點よりして判決要旨にはその基本的な理論構成について肯定し難い。

二、右の如くその理由については、その前提に關しては承服し難い點はあるが、原判決を破棄差戻した點は正當である。それは原判決はその理由として、(一)本件建物を控訴人に賣却する如きは定款に定められた社團の目的の範圍内に屬する行爲でないこと、(二)鹽見恭多が建物の賣却について他の社員たる片岡道正及び鹽見祐の同意を得なかつたこと(三)その當時社團の目的たる事業を遂行するのに本件建物を賣却する事情が認められない、という三點から鹽見社團に本件建物を賣却する權能がなかつたと論定している。この第一點及び第三點については、取引保護の觀點よりこれを承認するを得ないことは、從來の判例の概ね一貫せる態度及び學說^註より明らかであり、又第二點については、片岡道正及び鹽見祐の同意云々については鹽見が有限責任社員であることを考慮するならば、たとい業務執行の問題に限定

會社の目的の範圍・會社の目的遂行に必要な行爲を定める基準・會社の目的遂行に必要であり得る行爲の一事例

會社の目的の範圍・會社の目的遂行に必要な行爲を定める基準・會社の目的遂行に必要であり得る行爲の一事例

一一二

してもかゝる約定のあることが立證されていなければ理解出来ない理由であるのみならず、たとひかかる約定が認定せられたとしても、かゝる代表權の制限は商法七十八條及び第四百十七條の規定により善意の第三者に對抗できないのであるから、全く理由として成立たない。この意味に於て原判決は審理不盡のそしりを免れないのであつて、本判決が破棄差戻したのはもとより正當である。たゞ原判決がある意味に於て判例を無視し論理を超えて控訴を棄却したのは、同族の悪意ある權限の行使により窮地に追い込まれた社會的弱者を差當つて救濟せんとする意圖に出でたものと考えられるのであり、徒らに形式論理の點から非難すべきではなからう。この意味に於て論理構成の不備を衝きつゝかゝる救濟の餘地をも残している本判決の結論は至當であるといえる。

註 尤もかゝる判例の態度は、明治四一・二・一七判決及び明治四四・三・二〇判決を境界をしてその以後に現われ、それ以前に於てはその範圍を嚴格に解したのは周知の所である。